



福田人形まつり（二戸市・福田集落）

1 令和元年度「いわて中山間賞」の受賞団体を紹介します

令和元年12月20日に盛岡市内で開催された「令和元年度いわて農林水産躍進大会」において、今年度の「いわて中山間賞」が、達増拓也岩手県知事から3団体に授与されました。受賞団体は、地域ぐるみで農地保全や地域資源の活用、農村文化の伝承活動、農産物の加工・ブランド化等に取り組んでいます。各受賞団体の活動内容は、次のページ以降で紹介しています。

いわて中山間賞受賞団体

- 福田集落（二戸市）
- 特定非営利活動法人
あすの黒岩を築く会（北上市）
- 大原集落協定山口地区（一関市）



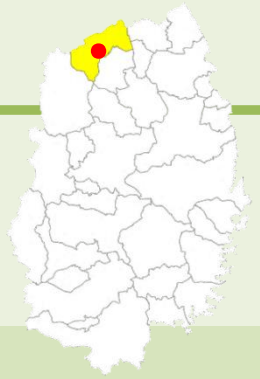
左から、福田集落、あすの黒岩を築く会、大原集落協定山口地区の代表者

「一日市場」の紹介

躍進大会の会場では、中山間地域等直接支払制度を活用して農産物の加工販売等に取り組む集落による「一日市場」が開催されました。今年度は、「あすの黒岩を築く会」と「宮守川上流生産組合」の2団体が出店し、どぶろくやりんご、ジュースなどが販売されました。



● 福田集落（二戸市）



＜福田集落の概要＞

農用地面積：198ha（田 48ha、畑 150ha）

世帯数：103戸（うち農業者 55戸）

＜取組のポイント＞

平成25年から開始した「中山間地域等直接支払制度」の活動を通じ、集落内の話し合いが頻繁に行われ、住民の結束が高まったほか、次世代の子供たちも交えた世代間交流にもつながっています。

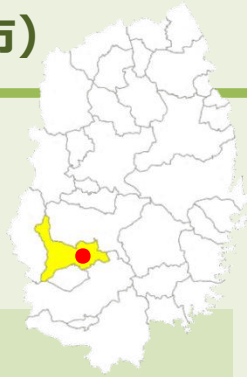
また、同制度の活動により、共同して営農を行う考えが住民に浸透し、集落営農により地域農業を支えるなどの将来の営農ビジョンの作成に発展しました。

今後の高齢化、人口の減少を見据え、効率的で生産性の高い農業を実現し、若い担い手の育成を図ろうという機運が高まり、今後予定されている経営体育成基盤整備事業の導入を契機として、既存の安比川水利組合に新たに営農部門を設置し、集落営農の担い手として位置づけています。

地域の伝統行事である「福田人形まつり」の保存・継承を積極的に行っています。集落に帰省した人や子供たちも参加し、農村文化の伝承活動に取り組むとともに、活動を通じて農村コミュニティの維持強化が図られています。



● 特定非営利活動法人あすの黒岩を築く会（北上市）



<黒岩地区の概要>

農用地面積：160ha（田 160ha）
世帯数：353戸（うち農業者 129戸）

<取組のポイント>

黒岩地区内では、古くから自治会活動として農道や水路の草刈り作業に取り組んでおり、現在も非農家や移住者が参加した集落活動を行っています。

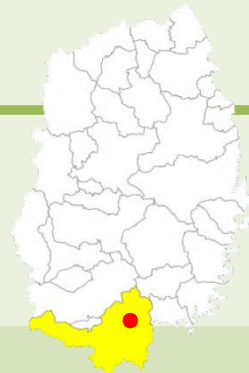
平成21年には、黒岩自治振興会が取得した農協支所跡地を「黒岩まんなか広場」と命名し、この広場の管理・運営を行う組織として、平成24年に「あすの黒岩を築く会」を設立しています。

また、広場には、地元農産物の消費拡大や生産者の所得向上に向けて「くろいわ産地直売所」を開設した他、農産加工施設、学童保育所、鬼剣舞道場などを集約し、子供からお年寄りまで幅広い世代が集う場所となっています。

また、地区内で生産された農産物の加工・ブランド化にも取り組んでおり、特別栽培米「黒岩めでた米」や豚肉「黒岩豚太くん」、地元産りんごを委託加工したジュース・ゼリー飲料などをふるさと納税返礼品として出品している他、産地直売所でも販売しています。



● 大原集落協定山口地区（一関市）



<山口地区の概要>

農用地面積：43ha（田 32ha、畑 11ha）

世帯数：48戸（うち農業者 48戸）

<取組のポイント>

平成12年から「中山間地域等直接支払制度」を活用し、地区民一丸で農道・河川等の草刈作業などの共同活動に取り組んでいます。平成18年には、同交付金等の活用により、直売施設「産直山ちゃん」を設置し、休憩処や食事処として、地域活性化の拠点施設となっています。

平成21年度には、『緑ゆたかな地域づくりと農地荒廃を防いで明るいやまぐちにしよう』をテーマに「山口地区集落ビジョン」を策定しています。

経営体育成基盤整備事業の導入を契機に、平成30年3月に「農事組合法人やまぐち」を設立し、集落内の農業生産活動を継続させる取組を強化しています。

また、直売施設の敷地内では、農産加工施設を併設し、加工品の製造にも着手しています。また、山口産直組合が主催する「山ちゃん祭り」では、様々な企画を集落の女性や若者が中心となって進めており、地域が盛り上がる行事として定着しています。



2 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）の内容

令和元年度にて第4期対策が終了し、令和2年度から新たに第5期対策がスタートします。ここでは、制度内容の拡充や変更のポイントを紹介します。

<第5期対策のポイント>

- ① 対象地域に棚田地域振興法[※]の**指定棚田地域**(保全を図る棚田等に限る)**を追加**
- ② 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化**
- ③ 農業生産活動の継続に向けた取組への支援を強化するため、集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の**加算措置を新設・拡充**

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10aあたり単価
棚田地域振興活動加算（新設） 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 <small>〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕</small>	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算（継続） 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算（拡充） 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算（新設） 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
生産性向上加算（新設） 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

- ④ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し**

※ 棚田地域振興法とは

棚田を貴重な国民的財産と位置付け、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図るために必要な事項を定めている。棚田の保全と棚田を核とした地域振興に向け、農業生産にとどまらない多様な活動に取り組めるよう、国が支援措置を講ずるとされている。

3 いわて中山間地域いきいき暮らし活動支援事業の紹介

県では、地域資源を活用した商品開発や、都市住民との交流活動など、中山間地域で行う住民のアイデアを活かした地域活性化の取組を支援しています。

<事業内容>

事業実施主体	3戸以上で構成された中山間地域の住民団体 (構成員のうち1/2以上が農業者であること)
補助率	対象経費の1/2 (補助上限75万円)
採択基準	地域ビジョン※を策定した集落

※ 地域ビジョンとは

集落単位で、地域住民が話し合いにより作成する、農業を核とした地域のめざす姿と、その実現に向けた取組等の計画のこと。

<対象経費のイメージ>

● 地域資源を活用した商品開発や新品目の試験栽培

- ・アドバイザー派遣に係る委託費や旅費
- ・新商品の試作やラベル作成に係る委託料
- ・新品目の試験栽培にかかる種苗費 など



● 作業受委託などのサポート体制づくり

- ・先進地視察に係る旅費
- ・作業受託や集荷代行の試験運用に係る人件費や燃料費 など



● 都市住民等との交流活動

- ・PRパンフレットの作成やイベント広告にかかる経費
- ・案内看板の設置にかかる経費
- ・農業体験に必要な物品購入にかかる経費
- ・伝統行事やイベント開催にかかる経費 など

